

定 款

2011年4月

一般社団法人 日本自動車車体工業会

Japan Auto-Body Industries Association Inc.

一般社団法人 日本自動車車体工業会

定款

第 1 章 総則

第 2 章 目的及び事業

第 3 章 会員

第 4 章 役員等

第 5 章 総会

第 6 章 理事会

第 7 章 資産及び会計

第 8 章 定款の変更及び解散

第 9 章 補則

附則

< 第 1 章 総則 >

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本自動車車体工業会（英文 J a p a n A u t o - B o d y I n d u s t r i e s A s s o c i a t i o n I n c . 略称「J A B I A」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

< 第 2 章 目的及び事業 >

(目的)

第 3 条 本会は、自動車車体工業の総合的な発達に関する事業を行い、もってわが国産業経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 以下についての調査・研究、規格・基準の作成、提言活動
 - ①自動車車体の性能、機能向上、安全性向上に関すること
 - ②自動車車体及び自動車車体産業に係る環境保全に関すること
 - ③自動車車体の生産に関すること
 - ④自動車車体の部品、材料に関すること
 - ⑤自動車車体の販売、流通に関すること
 - ⑥自動車車体産業の企業経営に関すること
- (2) 自動車車体や自動車車体産業に関する行政施策への要望や協力
- (3) 自動車車体に関する社会への啓発、広報活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

< 第 3 章 会員 >

(法人の構成員)

第 5 条 本会の会員は、正会員及び準会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する次の事業を営む法人とする。
 - (1) 自動車車体の製造事業を営むもの
 - (2) 自動車車体の組立事業を営むもの
 - (3) 自動車車体の架装事業を営むもの

- (4) 自動車車体の改造事業を営むもの
- (5) 自動車用被牽引車両（トレーラ）の製造及び改造事業を営むもの
- 3 準会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同して入会するもので、次の事業を営む法人とする。
 - (1) 前項各号の品目の材料及び部品の製造事業又は販売事業を営むもの
 - (2) 前項各号の品目に関連する事業（製品の開発、技術指導、市場調査等）を営むもの
 - (3) 前項各号の製品を販売する事業を営むもの
 - (4) 前項各号の製品の整備及び修理をする事業を営むもの

（入会）

- 第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 会員は、その代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

（会員の権利及び義務）

- 第7条 会員は、資料の配布を受け、諸会合に出席し、第4条に定める事業に参加することができる。
- 2 会員は、総会において定める会費並びに別に定める入会金を納入しなければならない。
 - 3 会員は、定款及び総会の決定を順守しなければならない。
 - 4 会員は、別に定める規程により会員代表者の変更、並びに会員情報を報告しなければならない。

（退会）

- 第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会員が解散、又は破産したとき
 - (2) 会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき

（除名）

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を得て、これを除名することができる。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に1週間前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第10条 前2条の場合、会員は、その資格を喪失、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

<第4章 役員等>

(役員の設定)

- 第11条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 25人以上40人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人以上3人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 理事のうち1人を常務理事とすることができる。
- 4 会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 5 専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第12条 理事及び監事は、正会員の会員代表者のうちから総会の決議によって選任する。ただし、必要があると認められる場合は、理事にあつては7人、監事にあつては1人を限度として、正会員代表者以外の者を選任できる。
- 2 任期中に交代、又は増員により理事及び監事を選任する場合も、第1項と同様とする。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

- 第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中に交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。なお、増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第11条1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の議決権の3分の2以上の決議をもって当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会の決議を得て、別に定める規程により報酬を支給することができる。

(相談役及び評議員)

第18条 本会に、相談役及び評議員を置くことができる。

- (1) 相談役 5人以内
- (2) 評議員 40人以内
- 2 相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、会長が会員代表者の中から理事会の同意を得て、委嘱する。ただし、10名以内を限度として、会員代表者以外のものを選任できる。
- 4 相談役は、本会の運営上、特に重要な事案について、会長の諮問に答え、又、意見を述べることができる。
- 5 評議員は、本会の運営上、重要な事案について、会長の諮問に答え、又、意見を述べるができる。
- 6 相談役及び評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 7 相談役及び評議員は、無報酬とする。

< 第 5 章 総会 >

(構成)

- 第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 20 条 総会は、次の事項及び本会の運営に関する重要事項を決議する。
- (1) 事業報告書及び収支決算書の承認
 - (2) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 21 条 総会は、通常総会として事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合は、臨時に開催する。
- 2 臨時の総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員総数の議決権の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

- 第 22 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項とその内容を示した書面又は電磁的記録をもって、開会の日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 23 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第 24 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

- 第 25 条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) その他法令で定められた事項

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の議決権の4分の3以上の決議をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分

(書面又は代理人による議決権行使)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第25条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合、法人法第58条の要件（全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき）を満たしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

< 第6章 理事会 >

(構成)

第28条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長の選定及び解職
- (4) 総会に附議すべき事項の審議

(開催)

第30条 理事会は、4ヶ月に1回以上、又は次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 法人法第101条の規定により、監事から会長に召集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日々の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は監事より請求があり開催したときは、出席理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件（全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき）を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

<第7章 資産及び会計>

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 事業年度開始2ヶ月以内に総会の承認を得なくてはならない。

- 3 前項の書類については、本会の事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、当該事業年度終了後の最初の理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類については、当該事業年度終了後に総会へ提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を本会事務所に5年間備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 定款
 - (3) 会員名簿
 - (4) その他必要な帳簿及び書類

(剰余金)

第38条 本会は、剰余金の配分を行うことができない。収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、翌事業年度に繰り越すものとする。

<第8章 定款の変更及び解散>

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員総数の議決権の4分の3以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会において正会員総数の議決権の4分の3以上の決議、その他法令で定められた事由をもって解散する。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

< 第 9 章 補則 >

(公告の方法)

第 4 2 条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

(委員会、部会及び支部)

第 4 3 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会、部会及び支部を設けることができる。

- 2 上記組織の役割及び運営に関する必要な事項については、理事会において別に定める。

(事務局)

第 4 4 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

(実施細則)

第 4 5 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

< 附則 >

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は高木 茂（日産車体株 相談役）とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。